

## 一黨國家論 : 民族社會主義國家における一黨制

秋永, 肇

<https://doi.org/10.15017/14402>

---

出版情報 : 法政研究. 14 (2), pp.1-48, 1945-04. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 一黨國家論

—民族社會主義國家における一黨制—

秋 永 肇

(一) 序 説

(二) 國家と民族—黨の政治的地位

(三) 黨の政治的機能

(1) 世界觀部隊としての黨

(2) 黨の民族形成的機能

(3) 黨の國家形成的機能

## (一) 序 説

現代政治の特質は、多かれ少かれ、民主主義的議會主義が否認せられ、執政府と國民との直接的結合を通じて政治的統一を確立せんと志向する點に存する。いはゆる一黨國家を體制的に形成したドイツ民族國家の窮局の指標またここにあり、ドイツにおいて、「未來の國家形像は指導者——民族協同體の兩極間に實現される」と言はるるのもこのやうな志向を意味するものに他ならぬ。従つて專制的絶対主義國家のアンティ・テーゼとしての政黨國家より一黨國家への發展を、單純に、多元的・分立的・自由主義國家→一元的集中的獨裁主義國家の定式において把握することは正しくな

いのである。また舊政黨より「黨」への發展も、決して黨が國家に命令する黨專制的性格を擔はしめられてゐるのではない。ドイツにおいて「黨」を「運動」として表現せる意義は「黨」があくまでも兩極間の媒體的機能をその政治的使命とすることを基礎づけたところにある。このやうな意味で「國家・民族を據ふ運動」の概念に基脚せるシュミットの政治統一における三節的構造説はむしろ黨專制を要請せるものと言はなくてはならぬ。ドイツ一黨國家が黨・國家の統一を通じて、獨裁政更に專制政への傾軋を、現實的に示しつゝあることは事實であるが、基本的政治志向は常に指導者——民族の兩極的統一の形成にあり、舊來の民主々義よりも遙かに強い程度において、更に一層深い意味において國民主權に依存せんとしつゝあることを看過すべきでない。舊政黨政治より新しき政治への轉換が單に政治的統一の一元的・集中制に過ぎざるものではなく、議會主義的獨裁よりの解放の意義を内包せるところに、議會主義政黨の形態を存續せしめつゝあるイギリスの政治が、なほ現代政治的意義をもつ理由がある。すなはち、ケルロイターの解釋せる如く、イギリスにおける議會主義體制はその古典的議會主義の下に一つの國民的指導者國家を現出せしめた。蓋し、基本的政治目標において一致し、たゞ、この範圍内においてのみ政治的權力のための鬭争をなせるイギリスの二大政黨は常に一つの政治的指導を保障したからである。イギリスの總理大臣において具體化する、この政治指導は議會の奴隸ではなくして、常に國民に訴へることが出來た。かようにしてイギリスの總理大臣と國民との間には總ての真正な指導にとつて特徴的な指導者と從屬者團體たる民族との關係が發達した。而して二大政黨はそれ自體の中から政治的に訓練された人々の指導者團體を發達せしめ、ここから新しい指導者達が生れることが出來た。

かく、兩極的政治統一は現代政治の志向たると同時に真正なる統一の窺局の基準であると解されるが、この政治的

統一は一元的集中制と異つて、分化と自由を内包する。すなはちドイツ指導者國家においては黨・國家・國防軍はそれぞれ獨立しつゝ相互に協力するところの指導の三つの手段である。この相互に獨立せる手段の統一は一方においてアドルフ・ヒトラーの人格において保障され、他方において「黨」の教育機能を通じて、民族社會主義理念の擔ひ手として共通の政治型に訓練されたる指導者團體の形成によつて保障される。かくの如く「上」における統一と分化の綜合が指導者團體の形成に依存するとすれば、「下」における統一と自由の綜合は扨從者團體の形成によつて保障される。すなはち、民族は單なる支配の客體ではなくして、從屬者團體として形成に協力するのである。ここに絶對主義國家と異り、ドイツ民族國家においては、裁判官の獨立性、學問の自由等が國家の必然的な建築要素を形成する根據がある。

かくの如き現代政治の動向を觀する時、帝國憲法に呈示されたるわが國の統治原則がいかに普遍的な政治的基準としての價値を有するかが理解されうるであらう。わが國統治は傳統的な「天皇親政」と「萬民翼賛」との兩極的統一の極致を構成しつゝ、それは權限の分擔と自由とを内包することによつて、この統一を實現する體制の下にあるのである。故にあらゆる政治上の革新は常に帝國憲法のこの原則に背くことは許されぬし、それは同時に眞正なる政治統一の一般原則よりの逸脱でもあるのである。わが國政治の發展は帝國憲法に示されたる統治原則の完全なる實現の過程以外のものではありえない。しかるに一方において、ドイツ一黨制の十全なる理解なき模倣によつて一國一黨制の樹立を主張するものあり、他方大衆に基く集中的執政形態としての國民組織的中核體が制度的に、形成された。前者はドイツの政治的志向を正しく理解しないのみならず、その志向に背きて陥りつゝある現實の獨裁的並に專制的傾向の面をさへわが國に適用せんとする。後者は大衆に基く集中的執政形態を通じて官僚的一元化の偏向を培養しつゝあるのである。

本稿は出来る限りドイツの二黨國家制を正しく把握して、前者の偏向を是正し、大政翼賛實現のために、これを批判的に攝取せんことを意圖するものである。

今は、現在の大政翼賛組織を批判しそれが將來黨的性格を持つに至るか否かについて述べる余裕はなく又場所でもないが、わが傳統の統治原則實現のための現代的契機に基く新らしき組織の必要なることは確言できる。現代的契機とは、現在のわが國は、ヨーロッパ社會程度ではなくとも、兎も角、大衆國家としての要素を事實として含んでゐることである。と同時に、これと矛盾するところの舊時代的な黨閥的殘宰をも併せ有つてゐるのである。故にわが統治の發展のための政治的基準は一方において、「大衆」を國體精神を基盤に結合し、他方、舊い黨閥的分立を拂拭する新らしき、大政翼賛組織の確立である。このやうな現代的契機に築く新らしき組織が、何らかの意味において、黨的性格を擔ふことは必然であらう。問題はこの黨的なものが、傳統の原則に順應せる本質を具有せしめられることなくてはならぬ。

そもそも政治上の「黨」とは大衆と連繫しこれを基盤として一定主義に基きその實現を目的として國民の一部者により組織されたる政治的團體である。舊政黨は「黨」の自由主義的形態に他ならぬ。從來政黨を公黨として私黨から區別する説が有力に行はれたのであるが、これは自由主義政黨の初期の政黨概念である。自由主義政黨の末期においては、政黨は必ずしも公共の利益に基づくものではないのみならず、ケルロイターのいはゆる利益黨的性格 (Interessentypus) この世紀における政黨の一般的特色とさえなつてゐるのである。故に、政黨の特質を公黨として特色づけたことにはむしろ歴史的意義があつたのだと言ひえよう。すなはちそれは政黨がなほ世界觀黨的性格を擔つてゐた時

代に適應する政黨概念なのである。世界觀黨としての政黨は主義の實現を目的とし、あらゆる黨綱領は「全體意志」的に實現されるといふ前提から出發する。そしてこの時代の政黨は總て全體性なるものに依存し、普遍妥當性の要請を以て進むといふことを黨の立場として強調したのである。(註1)すなはち、それは一黨一派に偏せず、民族全體を統一せんとする政治的要請を含み、封建的な排他的・特權的勢力を排除することを政治上の目標とした。日本において明治時代に政黨の公黨性が強調されたのもやはり政黨の世界觀黨的な時代であつたと思ふのである。故に政黨を朋黨、藩閥、軍閥などから區別する特色として公共性を強調したのである。政黨は組織的團體にして大衆と連繫し、これに對して開放されてゐるのであるが、朋黨、藩閥は特權的身分・地位に基づく封鎖的な結合にして組織を持たないといふことによつて兩者は區別される。徒黨は一般民衆の一部の結合ではあるが、政黨の如く一定の主義に基づく組織的集團ではない。政黨は單に國民一部のものが政治的な組織的集團を組織するを以て足れりとせず、實に大衆を基盤とし従つてこれに融合することなくしてその主義を實現するを目的とするものである。政黨はこの意味で同じ政治團體にしても政治的クラブ、確立された組織機構を有せざる政治運動團體、政治研究團體とは異なる。政黨は常に文字通り部分ではあるが、利益黨的性黨のみが政黨にあらずして普遍的要請を持つ世界觀黨的政黨もある。一黨國家における黨の如きも亦この範疇に屬する。政黨はまた對立を必ずしも前提とせざることは一黨制について明らかなるところであり、且つ政權の獲得は必ずしも政黨の目的にあらずして、その主義を實現する目的上、手段として採用されうることがありうるまでである。政黨が國家そのもの又は國家機關にあらずることはそれに共通の現象である。一黨國家における如く黨が國家と緊密に協同せる場合にあつても、黨はその獨自の政治的性質によつて區別される。

かくの如く、黨の最も一般的な概念は、黨の自由主義的形態、乃至一黨形態を通じて、大衆を理念的に結合する開かれた非特權的集團たることである。このやうな意味での黨の問題はわが大政翼賛組織においても十分究研に値するものと思はれる。

ドイツにおいてはいはゆる議會主義的多數黨國家より一黨國家への發展は、「精神的革命」を通じての發展ではあつたが、客觀的な政治的發展から見ると、むしろ有機的な成長であつたと見なくてはならないのである。すなはち、政黨國家における政黨そのものの構造的變質過程を経て一黨國家に到達したのである。

議會主義的政黨のその發展の途上における構造的變質は第一にその組織に現はれた。すべての黨は二〇世紀特に、第一次世界大戰以後、多かれ少かれ、黨指導部及び黨官僚が黨組織において決定的な影響力を持つに至り選舉人大衆との關係が非常に變つてすなはち「政黨は今日、選舉人の奉仕者から主人となつて終つた。たと、選舉においてその投票を必要とする場合、そしてその場合だけかれらは選舉人を顧慮するに過ぎないのである」<sup>(註2)</sup>と言はれるに至つたのである。黨指導部及びその指揮下にある黨装置は、なる程外見的にはなほ民主主義的外被を捨てゝゐないが、實際は、

黨は、多かれ少かれ選舉人大衆からその獨立性を獲得するに至つており、この寡頭的性格は、黨そのものゝ内部をも少數指導者層と多數の被指導者とに二分し、大衆は決定的に第二次的要素となつて終つた。すなはち組織における民主主義は逆轉して寡頭政となつたのである。かくして、様々の形態の民主主義の胎内において、指導者と扈從者との問題が日程に上つてきた。ひとが軍國主義 (Militarismus) 又は帝政的要素 (Das caesaristische Element) と呼ぶところの指導者と大衆の間のより緊密な、命令・指揮と忠誠・従順といふ結合形態の問題が現はれたのである。ドイツにおける社會民主黨の外廓的團體たる帝國旗團 (Reichsbanner) 及びドイツ民族國民黨 (Die Deutschnationale Volks

partei)の連繫團體たりし、鐵兜圍 (Zահhelml)の如き、半武裝團體がそれである。これらは政黨の外廓として軍隊的組織の上に立ちその示威運動の際における外見などからしても一種の軍國主義と言はれるのであるが、その組織の中心目標は被指導者を嚴格に指導に結合することであつた。従つて從來の政黨と異り黨の紀律が特に大きな役割を演ずるのである。又全體として黨機構の安定化と強固化は一部指導者層の離脱を以てしても黨を崩壊に導くには至らざる程度となつてきた。かくして議會的民主主義の上に立ちながら、すなはち選舉人大衆と選舉された指導者との關係の外被の中に黨組織における指導者獨裁的構造が成熟しつゝあつたのである。

舊政黨の同様な變質現象を黨の主義・綱領に關しても指摘することが出来る。すなはち、黨組織における帝政的形態は、黨指導者が「主人」となることによつて主義・綱領の意義は背景に押しやられ、組織は單に黨指導部の經濟的・階級的乃至個人的利益追求の手段と化し、黨の行動目的も、同じく經濟的利益達成の最も効果的手段たる公權力の獲得のみ事とするに至つたのである。黨の支持者大衆は大部分綱領を知らず、綱領の意義は極度に低下したのであつた。むしろ綱領に代つてデマゴギッシュな意義を持つプラットフォームが現はれる。いはゞ「古典的」な綱領時代は過ぎ去つたのである。いはゆる世界觀黨的政黨時代にあつて政黨の中心とされた綱領の地位を政黨の最高指導者が占めるに至つた。すなはち黨構成は綱領ではなくして、指導者の「人格」を中心とするに至つたのである。政黨領袖にとつても、綱領ではなくして黨の「組織」が脚光を浴びて現はれる。「組織こそは指導者とその政治的目的たる政權獲得達成のための權力手段である」。かかる綱領の意義の減退と共に、大衆黨としての近代政黨が黨員及び黨の直接的支持者並びに大衆をその影響下に保持する手段としてアジェンション、デマゴギーが重要な意義を持つに至る。黨



が階級又は利益的獨裁黨へ轉化した結果、現實に大衆の利益又は黨の主義の實現を事とせざるに至つた政黨として、デマゴギーに依存せざるを得なくなるのは必至のことであらう。

このやうな黨組織及び黨生活全體における變質は資本主義經濟の自由競争体制よりいはゆる高度資本主義体制への發展の結果生じたるトラスト、カルテル、勞働組合の擴大強化と關聯しこの地盤の上に生じた現象であつた。政黨はこれらの經濟團體と接近し連繫し、やがては政党自體の勢力がこれらの經濟上の勢力に制約せられ、政黨はその背後にあるかかる經濟的團體の利益を達成する政治的手段となつた。かくの如くにして、個人は經濟的利益團體に組織せられ、この團體は政黨を通じて國家と關聯する。ここに古典的議會主義の基礎であつた「個人」に「團體」が代る。

かくして、吾々は新らしき黨を持つべき組織的要素の重要な部分がすでに既成政黨時代の胎内に、不完全な形ながら成起してゐるのを見るのである。すなはち黨組織における指導者制、大衆のルーズな組織より強固な組織への發展、それと共に權力手段としての黨の政治的意義。

NSDAP. も一九一九年九月二六日アドルフ・ヒトラーの入党以來、變容をとげたこの政党一般の組織と同一の地盤の上に立つた。しかし黨は議會主義否定の新らしき體制の擔ひ手として、又新しき性格をも身につけてゐたことは言ふまでもない。黨は一九二三年一月のミュンヘン一揆に至るまでは、戦後インフレーションによる經濟的破綻と社會的不安から發生した多少自然發生的な「運動」であつた。黨綱領を持ち、黨の形態・名稱を備へてはゐたが、それはむしろ民族革命のために死を覺悟せる政治的闘士の強固な團結を持つた政治運動團體であつた。が、未だなほ大衆との組織的連繫を欲如せるが故に黨は當時党自身の民族社會主義理念の宣傳活動にも拘らず政治全體の客觀的立場か

から見れば、政治的統一の單なる權力手段でしかなかつた。一九二三年一月の一揆の崩壊、一九二四年二月二〇日アドルフ・ヒトラーの出獄に續く黨の再建以後黨は議會的合法主義を、政權獲得の手段として採用し、議會鬭爭を通じて大衆の獲得へ方向を轉換した。嚴密にはこの時以後黨としての發展がはじまる。しかし、一九三〇年三月二八日ブリュニング政權が出現するに至るまで、黨は微々たる右翼政黨の一つに過ぎなかつたのである。ドイツの政治は社會民主黨を基盤とせる中央黨との聯立政權が支配して、いはゆる「社會國家」時代を形成してゐた。そしてこの時代は「社會民主黨のブルジョア化」を以て特徴づけられる。中央黨の任務は専ら社會民主黨を教育してブルジョア政黨の補強手段とするにあつたと言はれた。しかるに、一九二九年未曾有の大恐慌は社會國家を崩壊せしめて、ブリュニングの「隠蔽された獨裁」政治がはじまつたのである。ブリュニング政權は議會主義を否定し、専らワイマール憲法四八條の獨裁條項に依據した。國家體制自體の公權力集中の傾向が強力に進められはじめた。この時以後「黨」は新らしき有力な反對派としてあるひは既成民族主義政黨と民族的反對派の統一戰線を形成し、あるひは單獨に政治鬭爭を行つた。黨が議會主義を否定したとしても、合法主義を採用せる限り、既成政黨と根本的には同一の立場に立ついはゆる反對派的な政黨的存在たるを免れなかつた。恐慌によつて大衆的地盤を失ひつゝ分解の解程にあつた既成ブルジョア政黨に代つて黨は大衆を強力に組織して行つた。黨はワイマール體制に關係を入閣せしめて、ワイマール體制の改革者ではあつても否定者ではないことを示したのである。黨は専ら、いよいよ強力に發展しつゝあるドイツ共產黨に對する「體制」の有力な防壁として、既成政黨を離れてゆく大衆を黨組織に喰ひ止めることによつて、既成政黨に依存するワイマール體制の脱皮に一路進みつゝあつたのである。ブリュニング政權に續く、パーペン内閣に

到つて、ドイツの政治は前時代の「隱蔽された獨裁」より「民族的基礎に立つ獨裁」(Diktatur auf nationaler Grundlage)にまで發展した。ブリューニング内閣時代になほ組織的地盤として有力なりし社會民主党は完全にこの期に到つてその政治勢力を失ひ、あらゆる既成ブルジョア政党的の統一が日程に上つた。中央黨、NSDAP.を含めて、「總ての民族的諸力の總括」「民族的集中の内閣」「あらゆる力の集中」「民族的獨裁」「全ドイツ」——といふことが時代の合言葉となつたのである。對立と分離とをその根本的性格とした既成政党的から党的の集中、民族的集中の形成へのこの客觀的な發展は、すでに「党」が持つべき大きな政治的役割の將來を約束してゐる。パーベン内閣よりシュライヘル將軍の中間内閣時代に企圖された既成ブルジョア政党的の總括としての集中の形成は不成功に終つた。統一的集中の必然性が存在するに拘らず、尙ほ存在する對立的契機のために、先づ中央黨がこの統一戦線より離れたからである。そしてその結果、要請された民族集中黨は NSDAP としふ新らしき民族社會主義の理念をもつ党によつてのみ實現されたのである。NSDAP が既成民族主義反對派を吸収して、はじめて統一された集中黨として完成された。そして一九三三年一月三〇日アドルフ・ヒトラーは政權を獲得したのである。しかも「黨」はその政治勢力の頂上において、低落期において政權を獲得した。蓋し、黨は國家權力を絶對に必要としたし、國家も亦黨を必要としたからである。かかる過程を見るに黨は既成政党的を闘争によつて打倒したといふよりも、分立的政黨より唯一黨としての政黨への發展をたゞ自ら擔つたといふべきであらう。従つて、民族的集中黨としての NSDAP の確立と共に、既成政黨は自ら解黨したのである。(註3)

(註一) Koellreuter, die politischen Parteien in modernen Staaten, 1926, S. 58.

(註c) Ebenda, SS. 51-52

(註e) Vgl. Walter Schotte, Der Kabinett Papen Schleher Gayl, 1932, S. 30ff.

## (二) 國家と民族—黨の政治的地位

二十世紀の國家は一般にその權力の多かれ少かれ統一的な集中と擴大強化との傾向によつて特質づけられるが、特に第一次世界大戰後の經濟的危機よりこの傾向が概して強度化し、國によつては、例へばイタリアにおけるファシスト國家の成立の如く、新らし型の國家形成となり、更に一九二九年に勃發せる經濟的危機に基因する社會的集團・階級の經濟的政治的分裂・對立が激化せる時期にこの傾向は飛躍的な發展を遂げ、ドイツにおける民族社會主義國家の成立となつた。かくの如く公權力集中傾向の飛躍的増大は、今では、範疇的に政黨國家のアンティテーゼとしての一黨國家を鑄出すにまで至つてゐる。新らしい型の國家形成は、言ふまでもなく新らしい政治學的概念に依るその把握を必要ならしめ、十九世紀的な自由主義的民主主義における分離主義的性格の強い社會の夜警的「機關」としての國家概念に代つて、協同體的統一たる民族の成態としての國家概念が現れた。現實に公權力の飛躍的集中の過程を通じ、その體制化によつて新らしい型の國家形成となつたのであるから、政治的諸問題の中心は當然國家にある。かく客體的構造において公權力集中が爾余の政治的諸現象を支配する契機となつてゐるにも拘らず否それ故にこそ、他面民族が「政治的實體」として常に中心位に置かれねばならなかつた。この國家と民族との統一こそドイツ民族國家の形成困難なる中心問題であつて、ここに國家に對する過少評價、反感の立場が生れ、あるひは國家全能的偏向が生じ理論的に

民族と國家との關係について必ずしも一致した見解を見なかつたのである。

アドルフ・ヒトラー自身これと直接的に關聯する論述において「國家は目的のための手段」であると言ひ、他方、「民族性の生ける有機體としての國家」なる表現をも用ひてゐる。

「民族は國家が生起する基本的存在・原質であり、國家を産み動かし擔ふ力である」といふ意味での民族の國家に對する上位性については諸家の見解は何らの不一致をみないのである。問題は「新しい國家はその本質上官僚的形態並びに靜止的秩序であるのみならず常に更新された決斷、行動でもある」かどうにかかつてゐると言へよう。

國家を單に官廳的・官僚的裝置 (Behörden - und Beamtenapparat) と見、それ自身固有の價値を保有しない、民

族協同體に奉仕する命令的組織と規定したのはカール・シュミット並びに、ラインハルト・ヘーンであつた。シュミットは國家を官僚裝置として狹義に規定し、國家領域の限界を嚴格に設定して、民族協同體的生活の獨自なる領野を擁護することにその理論の意義を見出してゐた。實際、國家は一九一九年より一九三三年に至るまでワイマール共和國であつたが、更に民族社會主義運動は「この全く異つた政治的根本思想に基いて運営せられ來れる廣汎に分立せる國家機構を受け繼ぐべき巨大なる任務に當面した。その場合において重大なる障礙を惹起せしめないためには公行政の凡ゆる分野における専門的勞務を敝如することが出来なかつた。かやうにして指導は從來の公行政を取り代へるのではなく、もしくは、全的にこれを破壊するのではなくしてそこに従事してゐた人々に運動の世界觀的内實を滲潤せしめねばならぬとい任務に當面した」といふ事情を考へるならば、國家が單に官僚裝置として考へられ、そこに、フウバーの言ふ如き「今日國家を凡ゆる精神的衝動に對抗する固定したもの、動かないもの、靜止せるものとして示すこと

(註2)

(註1)

(註3)

から、『國家』に對してある邪推的な反感が存在することは明らかである。國家的官僚制はしばしばまさに運動の障礙となる組織だと考へられる<sup>(註4)</sup>。やうな觀念がひそんでゐたことは否定出来ない。アドルフ・ヒトラーが「國家は目的的手段である」と言つた場合の「國家」も亦このやうな意味において手段視されたものと思はれる。蓋しかれが一九三五年の黨大會の閉會演説において「國家の任務は、國家組織の歴史的に生成發展した行政を、法律の範圍内で且つ法律に依つて繼續することである。……たしかにわれわれは今日なほ革命の、すなはち、民族社會主義革命の清算の眞唯中にある。すなはち、權力掌握が指導の掌握において、漸次その完結を見ださねばならぬのである。このことは長い過渡的段階を要する。古い國家の、すなはちまた、古い政黨世界の酵母は直ちに余すところなく克服され、除去されることが出来なかつたから、多數の場所において、また余すところなく民族社會主義的に確保されない發展を注意深く監視する必要が生ずる」と言つてゐるからである。

まことに、シュミット、ヘーエンの見解は、協同體としての民族と装置乃至道具としての國家との分離的ではないとしても機械的な相互關係に視野を限定したものであつた。しかし、現實において國家はかれらの主張の如く民族に對して單に、狀態において存在するのみでなく、流動的な、生きた相互關係にある筈である。

シュミットに依れば、民族の政治的統一は三つの異秩序系列である。すなはち國家Ⅱ「政治的・靜態的部分」、運動Ⅱ「政治的・力動的要素」、民族Ⅱ「政治的決斷の庇護の下に生長する非政治面」である。そしてこの三つの秩序系列は分離的・排他的對立關係にあるのではなく、また平等な並存關係にも立たず、國民・民族を運載する運動が他の二者に浸透しこれを指導する。官僚・官廳體としての國家はそれが十七・八世紀に創出した「政治的なるものの獨占權」を失

ひ、政治的統一の單なる部分として且つ國家を擔ふ組織に依倚せる部分として承認され、從つて國家自體もはや政治的全體と一致せず自立的「高權」とも一致せるものではないのである。かくして有名な「政治的なるものは、今日、もはや國家によつて規定されえず、國家こそ政治的なるものによつて規定されねばならぬ」といふ國家からの政治的解離 (Entpolitisierung) の命題が提起される。民族は非國家的ではあるが公法的な自治の分野を附與され、政治的指導 (Politikführung) の運動の中にあつて可能な自治が許される。この民族分野とは職分團的經濟・社會秩序並びに地域的近隣性に依存する地方團體自治を包含するのである。(註5)

非政治的な力として、政治的力としての國家及び黨に對立する民族は、ネーセも指摘した如く、自由主義的な「社會」として理解されやすい。(註6) 民族社會主義國家においては、政治的基本價值として把握さるべき民族・政治的實體たるべき民族が、非政治的分野としてシュミットにより組織系列の中に編入されたのであるが、現實にナチス國家構成においては民族が組織において占める地位は存在しないのである。何となれば、職分團的・經濟・社會秩序は運動の領域に屬し、地方團體自治は國家の領域に屬するからである。最も重要な職分團的秩序たる「ドイツ勞働戦線」は一九三五年三月二九日の統一法施行令 (Durchführungsverordnung zum Einheitsgesetz) によりナチス黨の附屬團體であり且つ、總統令第四條によつて黨の國家指導部長がこれを指導する事實によつて、紛れもなく職分團秩序が運動の一翼を構成することを示す。

地方自治團體に關しては一九三五年一月三〇日のドイツ地方團體條例 (Gemeindeförderung) が「國家における公行政の國民に接屬する最下級階程は直接民族より出自すべきものとす」と規定せることにより、自治が國家の行政たること、自治は直接國民より出自するのであるが、それ故にすでに國家より分離された民族分野に屬せざることが明らか

(註7)である。かく、組織においては國家と黨以外に民族の分野は存在しないにも拘らず、民族を取へて「政治的實體」として規定せず、それに「組織」の分野を確保せんとしたところに重大な政治的意義をもつのである。すなはちこれは、經濟・社會秩序を公權力に強力に結合せるナチス國家に對して、政治より解離された組織として公權力の範域外にこれらの秩序をおかんとする一つの政治的、要請を提起せるものであるからである。例へば労働戦線は、シュミットの見解を現實に適用するならば、かつての分離主義的労働組合と同様公權力に對立する組織となる可能性をもつに至るであらう。ここに吾々はシュミットの見解の中に、ナチス黨内における急進主義乃至理想主義分派のイデオロギーを發見するのである。シュミットの急進主義はかれが「運動」に附與した政治的統一全體におけるその地位の絶對性によつて一層明瞭となる。

(註8)『運動』の組織として政治指導を行ふ黨は『裝置』たる國家及び社會・經濟秩序並びに政治的統一の全體を擔ふ。これは國家に廣狹二義を認める。廣義における國家とは政治的統一の全體であり、狹義における國家は既述の如く官僚的「裝置」である。狹義における國家より「政治的なるもの」を解離し、「手段的なるが故に相對的な・第二次的地位」を附與し、かへつて「運動」が「政治的なるもの」の獨占」を保持することにより、更に廣義における政治的統一の全體たる國家を擔ふに至つて「運動」の絶對性・全體性要求は顯然として呈露されるが、これは民族の非政治的理解と決して矛盾するものではなく、全體たる「運動」が部分たる國家を抑制して、民族に對する擁護的任務を遂行せしことを意味するのである。注意深き讀者はシュミットの「運動」概念が「黨」に對し微妙なる差異を持つことを看過しない筈である。「運動」の「形式」たる黨が國家的合法性と直接的關係を持つに對して、この場合「運動」は何らか



「永久革命的」意味を包藏してゐることは否定されえないところであらう。

シュミットによつて理論的に代表される見解の政治的・客觀的基盤を呈示する事實は、ナチス黨内における、いはゆる合法的・議會主義的改良主義的民族社會主義派に對立しての革命的・社會主義的民族社會主義一翼の存在である。そして、前者はヒトラーにより後者はストラッサー兄弟によつて指導されてゐる。ナチス黨の政治的性格並びに生成を具體的に把握する助けとなさんぐため、また「黨」が一般にその發展の階程において必然的に左右兩翼を包含せねばならぬことを示すために以下少しくこの一派に就いて言及する。

オットー・シュトラッサー (Otto Strasser) は一九一四年より一九一八年に至る間終始西部戰線にあり、一兵卒より榮進して一九一八年には砲兵中隊長にまでなつたのであるが、長い戰線生活はかれに兵士的なるもの凡ゆる面を教へた。戰爭が終るや、苦學生として、ベルリン大學その他で經濟學を學んだ。一九一九年より一九二〇年に至る間社會主義者として、社會民主黨員であつた。一九二五年ヨセフ・ゲツベルスとほとんど時を同じくしてナチス黨に人黨した。かれはすでに社會民主黨員時代にメラー・ファン・デン・ブルックのグルウプに参加してゐたのである。メラー・ファン・デン・ブルックにより考へ出されナチス黨により正式に採用された「第三帝國」の概念は、オットー・シュトラッサーによつてナチス黨に持ち込まれたのであつた。ヒトラー自身は第一帝國をビスマルク帝國とし、第二帝國をワイマール國家、第三帝國を未來帝國と考へてゐたのである。オットー・シュトラッサーの實踐的活動と共にナチス黨内における分裂が鋭く現れてきた。一九二五年一月二二日ハンノーフェルでナチス黨革命派の大會が開催され、そこで北部ドイツ、西部ドイツ大管區指導者の中心組織として勞働協會がつくられた。これは翌年ヒツトラーにより解散を

命ぜられた。その後ミュンヘンとプロイセン、ヒットラーとシュトラッサーの對立は、前者が益々「合法的、改良主義的・ブルジョア的コース」を辿れば、後者は愈々「反議會主義的・反自由主義的・革命的」な民族社會主義の原理を固執した。ブルジョアの聯立政府へのヒットラー派の最初の入閣は鋭い鬭争を倦き起した。オットー・シュトラッサーはその派の機關紙たる「民族社會主義通信」に「國家の中へ」なる論文を書いて次の如く入閣問題を論じた。「ドイツ革命は政府に参加することによつて遂行されうるどころかその準備さへも怪しい。同じ政府仲間は體制の上に二本の足でガツチリと立つてゐる。そしてその體制の精神とはかれらの精神であり、その肉體とはかれらの肉體なのだ!……テユウリンゲンの民族社會主義の大藏大臣は國大藏大臣の賠償協定履行政策に依る命令を履行しない譯にはゆかぬ。そして若し私の兄が三ヶ月前にテユウリンゲンの藏相であつたとしたら、かれの不倶戴天の敵とも言ふべきヒルファディングの命令を遂行しなければならぬ。たとひテユウリンゲン民衆に對立するとも!テユウリンゲンの黨同志を裏切つてまでも!!」しかし、革命的民族社會主義の反對にも拘らず、一九三〇年一月二三日フリック博士をテユウリンゲン政府に入閣せしめた。一九三〇年、革命派の勢力は頂天に達した。北部ドイツ工業地帯の勤勞層を背景とするこの派は黨内の社會主義的傾向を代表する幾つかの勞働者新聞を發刊した。この派は民族社會主義を常に運動として理解し、黨を目的のための手段と見てゐたから、若き革命的な勤勞青年グループと密接に結びついてゐた。特にこの一派は黨の最も積極的な部分たる突撃隊と密接なる聯結を持つてゐたから、ヒットラーも容易に手を下しえなかつたのである。かれは先づシュトラッサー兄弟を離間せしめて、この派の分裂を策し、この任務をゲッペルスに擔當せしめた。次いで同派の新聞、次いで、突撃隊を彈壓した。そして最後にヒットラーみづからオットー・シュトラッサーと會見して論

戰を試みたのである。一九三〇年の夏オットー・シュトラッサー及びその一派はナチス黨を脱退して「革命的民族社會主義的鬪争聯盟」を新たに組織した。かれら革命派は一九三〇年九月の選舉において候補者を立てず投票も行はず、ひたすら革命的民族社會主義を一層明確に一層鋭く表現して、議會主義的合法主義を否定し、ドイツ革命の日に動員されうる行動主義者、革命家、ドイツ革命の兵士を求めたのである。かれらはドイツ革命を何らか根本的に新なるものを凡ゆる領域にわたつて要請せるが故に、精神的原理を固守し政治的訓練をその最も重要な任務とした。まさにかれらはナチス黨左翼として理想主義を代表してゐるものと言へよう。ナチス黨脱黨に際してのかれらの聲明を通じて、かれらとヒットラー派との政策的・思想的對立面を示そう。

革命派は黨の二五ヶ條綱領を唯一の綱領とするが、黨は二五ヶ條と相容れぬ態度を政策の各領域において持續し黨の増大するブルジョア化、原理に對する戰術的契機の優先、急激に成長せる黨機構官僚化に對する傍觀等の畝陥を含みつゝ、運動はいよいよ自己目的化して理念の綱領的要請よりも、黨の利益が優位するに至つたと主張する。

外政問題において革命派は民族社會主義を意識的・反帝國主義運動の基底として把握し、この運動にとつて民族主義とは、他の民族、地域に對して、何らの支配目的をも有せず、それは單にドイツ民族生活の維持、確立及び發展に限定せられることを意味する。ヒットラ黨は、英米側に左祖し帝國主義的態度をとる。革命的民族主義者は民族思想の信奉者として、被壓迫民族の凡ゆる自由戰爭を歓迎し、帝國主義を絶對に排撃する。又抑壓された民族の同盟政策に賛成し、聯合國、アメリカとの提携に反對しヴェルサイユ體制と戦ふ。而してロシアとの提携に賛成する。

内政において、革命派は凡ゆる妥協政策、聯立政策を斷固として排撃する。蓋し凡ゆる聯立は常に既成制度の保持

に、従つて民族的不自由體制と資本主義的搾取の保持に役立つに過ぎないが故である。又ヒットラー派は個別國家のために戦ひその保護と保持をその任務として明白に表示してゐるが、革命派はそれとは反對に個別國家を解體せる民族的大ドイツ主義を信奉する。又フアシストの高權國家に對して、地方別に編成された組合國家を獲得せんとする。

經濟政策において、黨は私有財産制度の基礎に立ち、明白に私有財産の神聖なることを承認してゐる。革命派はこの資本主義制度の基礎の是認に反對し社會主義を信奉する。民族社會主義は、革命派の見解によると、國際資本主義のアンテイ・テーゼにして、マルクス主義によつて汚された民族の共同經濟としての社會主義の理念をこの民族の利益のために遂行し、民族精神の發達、眞の民族共同體の建設を必然に妨害するところの勞働に對する貨幣の支配制を打ち破る。<sup>(註9)</sup>グレゴール・シュトラッサーも一九三四年遂に黨を離れて行つた。

さて、いはゆる國家を過少評價する點においてはシュミットと同一立場にあるヘエーンの見解は、しかし、その政治的歸結においては反對の立場に到達するのである。

ヘエーンに依れば、アドルフ・ヒットラーが民族の指導者、運動指導者、國家の指揮者としてその一身においてドイツ國家の政治統一を形成する。従つて、民族は民族協同體形成へヒットラーが指導するところの扈從者團體である。ここでは民族は單に指導の對象として考へられ、極めて低く評價されてゐるのみならず、民族と指導者との内部的法則關聯が認められずして、指導者は民族の外から民族と結合することとなる。たとひ民族によつて擔はれ、これを基底とするといふことを一應主張はするが、國家はかれによればすでに述べた如く、官僚裝置として指導者が民族のために使用する手段である。裝置としての國家内部にあつては、指導關係は存在せず、古い上下階序關係が支配する。

官聽・官僚裝置、國防軍、警察、財務廳の階等的構成の如きがそれである。(註10)ヘーンは、民族協同體と指導の概念を中心點としながらも、尙を、かの政治的基本價值としての民族の觀念を保持するには至らず、單に「利益社會」に對立するものとしての「協同社會」の概念を使用しえたに止まる。

而してシュミットと同様、國家に廣狹二義を認めることと相俟つて結局かれの理論的歸結は、ネースの言へる如く、「國家」なる言葉を廣義においては全協同體と解し、同時に狹義において職員・官廳裝置と解するならば、職員・官廳裝置たる「國家」が政治的全體たる「國家」に代つて全體性の要請を提起する重大な危險が直接的に與へられる」のである。すなはち、ヘーンの見解は政治的にはアドルフ・ヒットラーの官僚的獨裁といふ反動的立場に歸着せざるをえないのである。國家を裝置とする見解の危險についてはストウカルトも「この民族社會主義的國民秩序はドイツ民族の存在形式である。しかし、それは機械的官僚的に把握さるべきでない。蓋し總てを包括する官僚裝置の擴大によつて生活の一切の領域の國家化、もしくは一層正當には官僚化が生ずるに相違ないが故である。それは決して機械的統一ではなくして有機的統一である」(註12)と述べた。

かくの如く、等しく國家を官僚裝置と觀しながら、シュミットの意圖は公權力の集中といふ國家の現實的發展傾向に伴ひ易き國家專制化を抑止するために、國家より政治機能を解離してこれを運動に結びつけ「指導者と扈從者團體との間の無條件的同種性」(註13)に立脚する指導者組織を確立するにあつたのである。たゞ「民族」が組織系列において把握されたためにその原理的基體たる地盤が失はれ、組織原理において同一の Entpolitisierung の平面にある國家全體性と民族的自治性とは、現實への適用においてその對立を不可避ならしめざるを得ないのであつた。況んや「運動」

が「黨」並びに國家に對して何らか政治的優位性を理論的に保障されるに至つては、民族的自治性の主張は國家・黨に對立する。ここにおいて、一種の宗派主義的性格の押印を受くるに至るのである。すなはちシュミットの見解は一つの黨派的イデオロ性を露呈してゐるのである。けれども組織としての民族の自治を單純に自由主義的殘滓として片づける譯にはゆかない。先には極めて概念的に、民族をいはゆる「社會」概念の臭味を持つと指摘したのであるが、これは飽くまでも比喩的な意味に過ぎないのである。何となれば現代國家における公權力集中動向は他面において分化の傾向をも包含するからである。かく、全體性の要請と分化の傾向との緊張關係の中に現代國家は生き抜かんとしてゐるのである。

シュミットが鋭くもこの全體性と分化性の緊張關係的現實に注目したのであつたことは次のやうな言説のうちに明らかに看取される。すなはち「民社會主義は不平等なものを不平等に取扱ひ、必然的な分化を實現する勇氣を持つものである」。「固有の面をもつ生活の種々性の承認、しかし、もしも強力な國家があらゆる多様性に對し政治的統一の全體性を高め確保しなければ、直ちに、ドイツ民族の宗派、種族、階級、職分及び利益集團における不幸なる多元的分裂に、再び、導くであらう。……總ての政治統一は公的生活の全領域を一般的に形成する統一的形式的思想を必要とする。この意味において通常の國家にして全體的ならざるものは存在しない」。(註<sup>14</sup>)。(力点シュミット)一般に二〇世紀國家の特徴として、シュミットが呈示せる國家、運動、民族の「三節的國家構造」(Die dreigliedrige staatskonstruktion)も、以上の如き國家と民族との緊張的要素の把握に基き主張されるに至つたものである。ただ、シュミットは三節的構造を靜態的に理解したために、現代國家の特質を真正に理論化しえなかつたのである。すなはち、現代國家の三節構

造にあつて、「運動」は國家と民族の媒介的機能を擔當する。その場合民族は政治的基本價值として「運動」並びに國家の實體的源泉でなくてはならぬ。運動はこの實體たる民族とその成態としての國家を結合せしむる力である。この意味において現代の政治的統一は運動を通じて、全體として、運動性において存在する。運動的存在は單にはゆる「運動」だけでないのである。しかるにシュミットはこれに反して運動を單純にはゆる「運動」にのみ限定した。

ヘーエンの考へ方もシュミットと同様な、それ以上にこの政治的統一の靜態的觀點に缺陷を持つのである。ヘーエンにあつては運動の評價が極めて貧しきためにシュミット以上に機械主義的性格が強く滲み出てゐる。民族、運動、國家がアドルフ・ヒトラーの手において統一されてゐることについて何らの反對はありえないとしても、これは頂點的・窮局的統一であつて、國家と運動との性質の相異に基く機械的な分離を以てして具體的・下部構造的分野の統一を如何にして達成するのであらうか。夫々異つた領野を保持しつゝしかも分離せず統一されてゐる運動と國家の性格を認識せずに、これを機械的な差別性において見てゐたヘーエンは、他面、兩者の區別を抹殺する一元論の傾向を持つてゐた。かれにあつては絶對的な分化か絶對的な一元化の何れかでしかありえなかつた。このことは次の言葉によつて明らかであらう。「もちろん、ここでも（筆者註、官僚裝置たる國家においても）共同體的形態が成立することは可能であるし又願はしいことである。それとともに裝置的性格はいよいよ急角度に失はれ、運動形態がこれに代るであらう」といふ機械論的形式主義の表明となつてゐる。ヘーエンの見解は個人主義的國家法人説に共同體的民族國家概念を代置したに過ぎないのであつて、國家權力の集中から起る必然的緊張關係の危機的現實を上述の如き一種の樂觀論によつて看過あるひは隱蔽した。このことは依て以つて、ヒトラーの獨裁權に反動的に追隨するに過ぎぬとこ

ろの政治的歸結を導出せしむるのである。

現實の內的關聯の客觀的把握を通じてその建設面を抽出する學問が、かくの如く現實の單なる形式的擁護化に終ることとは、ナチス國家にとつても眞正に建設的な理論とは言へないであらう。國家と民族との緊張關係、集中化と分化、國家的權力と個人的基本權、國家權力と自治權等の眞正なる統一は民族共同體並びにそれに基く指導者原理を機械的に導入するのみにては實現されえないのである。かゝる公權力の集中化と分化の傾向に關して、シュミットの分化主義的偏向に對し、一般的には正常な立場に立ち乍らも、なほ運動の眞に媒介的運動性の把握の不十分さから國家全體主義への傾斜を認めざるをえない學者としてエルンスト・ルドルフ・フウバーをあげることができよう。

フウバーは政治的存在及び思性の中心點に國家を置き、政治的生起の中心を民族に見る國家裝置說に自己の見解を對立せしめた。國家と民族の統一を論理的に表現する手段として「成態」*Geleit*なる概念を導入した。「國家は政治的民族の成態である」。國家は民族が政治意欲的、政治行動的に歴史的成態に成生する生活形態である。成態概念の特殊性は「それが恰も理念と存在を統一する如く、運動する生活と形づくられた秩序を結びつけるといふところにある」。従つて成態としての國家は純粹の運動でもなく、また枯死せる形態でもなく生ける秩序である。かれはこの成態概念によつて國家を單に裝置的「形式」とする見解並びにシュミットのな永遠革命的運動の全體性の要請から救済して、國家を形式ではあるが同時に意志と決斷と行爲の能力を具有する生きた秩序たらしめんとしたのである。かくて國家は、機械裝置ではない。民族に對する誠實と責任によつて歴史的に決斷、行動が國家においてなされるのである。國家はまた有機體ではなくして、歴史的行爲によつて上から基礎づけられ發展せしめられた秩序である。すなはち國家



が成態であるといふことは、たゞ動く力でもなく、單に靜止的存在でもなくして、行爲と繼續との生きた秩序における統一たることを意味する。

國家と民族を政治的統一として把握する民族社會主義者としてかれも國家を民族の生ける成態と見る。「國家は、自己目的でもなければ單なる道具でもなく、分離しえない統一における民族そのものである」。(註16) 國家と民族とを分離

的・對立的に把握する自由主義的國家觀のアンティ・テーゼとしての民族國家論として、この考へ方は必ずしも不當ではない。また、かれは國家と民族の相異を十分に理解し、決してこれら兩者を同一視してゐる譯でもないが、それにしても、民族と國家との統一を余りにも純粹性において、完成型態において見過ぎてはゐないであらうか。「民族と國

家とは、本質と形式、態容と成態が同一實體の二つの現象様式であると同様に同一物である」。(註17) 民族の優位性を承認しつつも、民族と國家とを余りにも完成された統一において理解し、國家手段説の克服に力點をおく結果、かれの見

解はやゝ民族に對して國家の力の説明に重心がおかれ過ぎてゐる様に思はれるのである。例へば、「民族は國家において初めてその現實性を獲得する」。(註18) 「國家として初めて民族は意志、行爲能力を獲得する」。「國家において初めて民

族は歴史的統一に生達する」(註19)等の言葉は、かれが民族の優位性を認めてゐる限り決して不正當な表現ではないのであるが、にも拘らず、國家を單に手段視する國家觀が一つの偏向であるのに對して、やゝ國家の力を主張し過ぎ嚴格な

民族と國家の相互制約性の表現として不充分なるを免れない。ナチス的民族國家は「一切の民族的生活力を、できうる限り公權力に集中し、發展させるものである」(註20)が故に公權力が地域的・職能的自治並びに個人權を抹殺し、單

なる全體性へ志向する危險が常時伏在する。全體性 (die Totalität) の概念がナチス國家にあつてポレミッシュな概念

であるといふのも實にここに由來するものと言はなくてはならぬ。従つて強調さるべきは民族の國家的制約性ではなくして、嚴格に民族を實體としつゝしかも民族と國家との相互制約性を十分に把握することである。シエトウカルトはこの點を次のやうに述べてゐる。「國家が民族から導き出されるならば、それが生ける有機體たる民族の組織であるならば、國家は、民族社會主義的見解によれば、意味のないもの或は次位的なものでないことを、また明瞭に且つ鋭く表現すべきである。もしも民族が形のない大衆でなく、國家が固定した死んだ形式でないとしたならば、民族はその本質に適合した組織的形成を必要とし、そして、組織的な梓組はその内容を必要とする。國法的構成がなければ、民族は無力で、他の國家の對象となる。國家は、だから、民族の生活の中に、最もよく且つ最も明白に現はれる協同體形成である。國家的形成によつて、民族は始めて歴史の形成力となる。正に、われわれが國家を民族から基礎づけ、そして、内容と形式の、民族と國家の相互制約性を認識することによつて、國家に始めてその固有の意味が、その規定・その價值・その活力とその權力が生ずる」と。(註21)

「國家は民族的實體の直接的表現でさへある」(註22)ならば、國家が民族と何らかの矛盾に陥るはずはなかるべく、若し兩者の矛盾を承認するのであるならば、理論的一貫性を保持するために民族の直接的表現であるといふ論理は改訂乃至補足されなくてはならない。しかし、フウバーはこの矛盾を承認して次の如く言つた。「運動は政治的・靜態的な固有の國家組織に對して政治的力動的原理をあらゆるこれらの機能において呈示する。國家的官僚組織は收縮し硬化する傾向を常にそれ自體のうちを持つてゐる。凡ゆる國家は官僚的行政國家に固化する危険がある。この組織的硬化を緩和するためには常に生きてきた民族的諸力を國家に注入しなければならぬ。……運動自體が流動的要素として、民族と

國家の間を絶えず活動することによつて運動國家の原始的な力、自然的新鮮さを保持するのが運動の機能である。そのことは、運動自體が固化する危険に抵抗する場合にのみ可能である。運動が常に『運動』であることが運動國家の死活問題である」。(註23) 國家が硬化することが死活問題だといふのはナチス民族國家はあらゆる民族的生活力を公權力に集中してゐるからである。官僚的危険は自由主義國家においてはさまで問題とはならないのである。然りとするならば國家は民族の直接的表現であることによつて直接的に統一されるのではなくして、運動を通じて媒介的に統一されるのである。若し民族と國家とが何らの矛盾の可能性なくして統一されるとするならば、自由主義的民主主義の二節構造にて十分なはずである。而して、國家と社會との自由主義的・二重構造の力關係を逆にして國家が民族に對して優位性を占むる傾向を持つであらう。三節構造の必然性は繰り返した如く、巨大なる集中的公權力が民族を併呑せん許りの力となつたが故に、常に民族が政治的實體としてこの巨大な公權力に方向を與へねばならないからである。そしてその任務を民族の最も積極的な政治的部分としての運動が遂行するのである。

すでに述べた如く、そもそもナチス革命はボルシェヴィキ的革命と異り既存の國家機構を徹底的に破壊することなく、いはゞ合法的に國家權力を獲得したのである。また、すでに言及した如く、運動は從來、全く異なる政治的根柢思想に基いて運営せられ來つた廣汎に分化せる國家機構を受け継いだのである。ここにヒトラーのいはゆる運動の「監視」の必要が國家に對して起るのである。國家はそれが民族社會主義國家たる限り民族に固有な組織として必然的な内的統一を保持しうるのであるが、この統一は運動を通じて實現すべき任務であつて、まだ現實の達成された構成ではないのである。従つてフウバーの見解は實在の理想化であると評さるべきであり、他方、現實政治の面においてそ

の見解が、國家全體性要求を志向せしむる危険が全然ない譯ではない。

すでに述べた如く、ナチス國家の成生は、ワイマール國家に對する單なるアンティ・テーゼではないのである。言ふまでもなく、そこにはワイマール國家に對して新らしきもの、従つて對立的契機が存在する。然しこれを國家構成全體から見る時には本質的な反對物とは言へない。「合法的な権力行使の範圍内で」「民族の内外に於ける生命・名譽平和及び自由に對する權利の確保のために、あらゆる民族的生活力の、可及的に強大な公權力への集中と發展」こそナチス國家成生の本質であり、民族的國家はワイマール國家においてすでに存在してゐた公權力集中の更なる強化・發展に他ならないのである。ナチス革命が従つて、「歴史上獨特の過程」すなはち「精神的革命」<sup>(註<sup>24</sup>)</sup>として意義づけられることによつて、始めて、ナチス國家の本質を正しく認識せしめるのである。

公權力集中の傾向は第一次世界大戰後より強く現はれ、それは經濟の分野に對する國家統制の形をとつた。生産、流通、運輸、爲替、金融面における國家統制の増大は、國家の財政的源泉の老大化、公債の増加、並びに生産における公企業の占める地位増大と共に經濟分野における諸力の國家的集中その他一般に民族的生活力の集中傾向を生んだ。

他方、舊來の國家における對立的勢力として典型的であつた勞働關係は、勞働紹介、調停機關を通じて國家の統制下におかれ、勞働組合は各種の經濟會議を通じて企業家團體と協調し、すでに政府機關の一部となり、從來分離的なりし勞働組合は國家機構の不可缺の要素となつた。これらの公權力集中の傾向はワイマール體制下に現はれたものであつて、勞働組合の國家權力機構への吸收は社會民主黨を中心とするブルジョアの聯立内閣の下に推進されたのである。政治的には公權力の擴大強化としてすでに政黨國家時代にあつて、社會民主黨の半武装團體 Reichsbanner 及び「ド

「イツ民族・國民黨」(Die deutsche nationale Volkspartei)と密接に關聯する Stahlhelm の如き團體が從來の政黨の分離主義とは異つた・強力な國家の補助權力として作用したのである。又ブリューニング内閣の緊急令を通じて、言論・集會・結社の自由、いはゆる基本權は事實上制限され、罷業權、團體協約權も亦、公權力に集中されてその力を失つた。かくの如きナチス政權以前に存在した公權力集中がナチス國家の誕生と共に急速に、全面的且つ體制的に促進されたのである。

一九三三年一月三〇日アドルフ・ヒトラーはドイツ國宰相の地位に就いたのであるが、二月一日國會の解散をヒンデンブルグ大統領に要請し三月五日總選舉となつた。そして、國家と民族との聯結を可能ならしめ以て民族の統一的保全を實証する手段として新しくナチスの意義を持つたところの選舉に當つて、民族的基礎に基かずして民族の成員が個別的にワイマール體制において保持せる憲法上の政治的權利が先づ否定されねばならなかつた。實に民族社會主義國家建設の最初の法律はこの國民基本權の否認を目的とするのであつた。この法律とは、一九三三年二月四日公布された「ドイツ民族保護のための命令」(Verordnung zum Schutze des deutschen Volkes)及び同年二月二八日發布された「民族及び國家の保護のための命令」(Verordnung zum Schutze von Volk und Staat)であつた。この法律の直接の目的は、あらゆる色彩を持つマルクス主義的及び若干の分立主義的團體の叛逆的隱謀に對し、ドイツ國で獲得したナチス黨の地位を守ることであつたが、自由權の否定を通じてこれが行はれたところにナチス民族國家の政治的特質を見なくてはならぬ。二月四日の命令は言論集會に對する制限を強化せるものであつたが、二月二八日の命令はこれを更に高度化するものである。その規定に曰く「國家ヲ危クスル共產主義的權力行爲ノ防衛ノタメニ獨乙國憲法

第四十八條第二項ニ基キ左ノ如ク令ス。第一條獨乙國法第一一四條(人身ノ自由)第一一五條(住居ノ自由)第一一七條(信書ノ秘密)第一一八條(言論・出版ノ自由)第一二二條(集會ノ自由)第一二四條(結社ノ自由)及ビ第一五三條(財産ノ保障)ハ當分ノ間其ノ効力ヲ失フ。故ニ人身ノ自由權・出版ノ自由ヲ含メル意思發表ノ自由權・結社及ビ集會權ノ制限、信用・郵便・電信及ビ電話ノ秘密ノ侵害、家宅搜索及ビ差押命令並ビニ所有權ノ制限モ亦定メラレタ法律ノ限界ヲ超エテ之ヲ行フコトヲ得」。この法律がワイマール憲法の大統領の非常大權に依存せることを止目すべきである。

一九三三年三月五日の選舉によつて、ドイツ國會に於ても政府の多數黨が確保された時——それは共產主義者の排除によつて更に増大した——合法的なヨリ以上の發展の途が自由となつた。一九三三年三月二四日の「民族及び國家の困難の除去のための法律又は授權法」(Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich od. Ermächtigungsgesetz)はこのより以上の發展の基礎である。それは過渡的に最初の新らしき國家根本法である。この「授權法」は事實上、殘存してゐた議會制度の形式に結末をつけた。それはすでにドイツ國において、事實上、議會主義を廢棄しその代りに宰相及びかれに指導されたドイツ國政府の責任の指導者主義を確立した。それは本質上執行と立法を一緒に結合することにより三權分立制を取り除き、ドイツ國政府及び宰相に對し、當初は四ヶ年に制限されてゐたといへ、ワイマール憲法第四八條を遙かに凌駕する一般の委任につて、ドイツ國會及びその黨派に對する最大の獨立性を賦與した。第一條はこの時以來専ら行使されてゐるドイツ國政府の立法權を規定し、第二條により國政府は憲法に抵觸する國法律をも決議し裁可しうるのである。かくして一九三〇年以來通常となつたワイマール憲法四八條にもとづく獨

裁的立法手續の代りに、普通の立法手續が現はれた。これはとりもなほさずワイマール體制下における公權力の集中がいはいと非常の形態において促進された對して、今や恒常的體制的形態において強化されてゆくことを意味する。而してこの法例を通じての公權力集中は四つの立法機關が一つに簡易化されたことであ。即ちワイマール憲法第六八條以下の規定に基く、ドイツ國參議院の抗議權、一定數の多數を以てする國會による聯關的な新たな決議、國會議員の三分の一が要求する場合二ヶ月の公布の延期、大統領による國民投票の終局的な命令が排除されたのである。更に國家財政權の集中が授權法において完成された。即ち予算案及び起債が參議院・國會その他の政治的制約なしに簡易立法の方法で規定されうるに至つたのである。實に權力掌握後數週間にして立法權司法權が國政府の手に集中され、國家意思の形成と意思遂行が國家指導において結合された。

他方、聯邦形態を廢棄することによつて、分離主義的分權的國家形態を終熄せしめて、中央集權を確立したのである。つた。

先づ一九三三年二月六日のドイツ國大統領の「プロイセン於ける秩序ある政府關係の恢復のための命令」(Verordnung zur Herstellungsgeordneter Regierungsverhältnisse in Preussen) がドイツ國政府とプロイセン政府との二元主義を廢止し、次いで一九三三年三月三十一日及び四月七日の二つの統合法 (Gleichschaltungsgesetze) は、邦政府にも立法權が與へられて、邦の立法がドイツ國の立法と同様になつた。かくて立法と執行の統一が、それと同時に全國的につくりだされた。地方自治體關係も亦徹底に改造され、その結果、ドイツ國は齊一的な、國會選舉に表現された民族意思に適合した、選舉によらない自治體代表を持つに至つた。最後に地方長官 (Reichsstatthalter) の任命によつて

イツ國の中央集權化は完成したのである。すなはち地方長官はドイツ國宰相によつて立てられた政治の一般方針の遵守を邦において配慮する任務をもつものであつた。この任務遂行にあたり、地方長官に邦政府の官吏及び閣員の任免、邦法律の公布、邦議會の解散、恩赦權等が委任された。

最後に従來政治的統一を分立主義的に分割してゐる政黨の廢止によつて多元的な權力を統括して、國家の政治力の強化として役立つ緊密に國家と結合した唯一の政黨すなはちナチス黨のみが存續せしめらるることになつた。これによつて公權力の集中は政治的統一を完成しうるに至つたのである。ドイツ共產黨、社會民主黨は何れも解散、禁止を受け、財産は沒收され、他のブルジョア政黨は多かれ少かれ自發的に解散した。その結果一九三三年七月には一切の議會主義的政黨は排除され、唯一の民族の政治意志の擔ひ手として、民族社會主義勞動黨の運動のみが存續し、且つそれは、一九三三年六月一日の「政黨の新規形成を禁止する法律」(Gesetz gegen die Neubildung von Parteien)によつて、この支配的地位を法律的にも承認され、又公然の或は隱然の政黨の一切の新規形成は爾來重い形罰を課せられるに至つた。こゝにドイツは議會主義的、民主主義的、政黨國家から民族の信頼によつて擔はれ、權威的に指導される一黨國家に轉化したのである。(註25)

かくの如くナチス民族國家は國家權力の異常なる集中を以て特質とするが故に、繰り返し述べた如く、この巨大なる公權力が、民族に基礎づけられ、且つ民族自体が指導に結合されなくてはならぬ必要が起つて來るのである。巨大な、集中化された公權力は民族の基本價值に嚴格に依存せしめられざる限り、專制主義に轉落する危険性を従つて民族の上に立つ公權力としてこれと對立する可能性を、常に包藏するものと見なければならぬ。學說の正當性に關して



概して異論を挿む余地なきが如くに思はれるフーバーの國家と民族の統一に關する所説をなほ不充なりと言はざるを得ないのも、この微妙な兩者の關係を可能なる限り正確に理解してその統一を確保せしめえんがためである。そして、現にタタリン、タタルンハイゼンはフーバーの國家の形像を目して「絕對國家」として表示してゐるのである。(註26)

ネーセも亦「民族と國家とは本質と形成、態容と成態が同一實体の二つの現象様式である如く同一物であるといふのでは不充分である」(註27)（力點原著者）とフウバーの見解を評し、更に次の如く附言した。すなはち「吾々は民族と國家とが包含されてゐる國家民族のこのより高次の統一は常に新らしく形成され、常に新らしく戦ひとられねばらぬといふことを附加へなくてはならぬ。『民族と國家の統一』——それは吾々が甘んずべき確定ではなく、吾々が義務として知つてゐる任務である」と。(註28)

かくて、ネーセによれば、國家は政治的統一の一部分にして、且つ固有の本質ではなくして形式である。この意味で國家は民族の上にある有機体ではなくして、民族の一組織である。しかし組織としての國家は如何なる點において他の組織と異なるか。この説明のためにかれは新しい角度から古い國家三要素説を採用した。

第一に國家は特定の地域に依存する組織である。この地域は、しかし、個々の人間が衣食住を確保する可能性を附與せらるるものたる以上に秩序及び支配の基礎なのである。第二に國家は多數の組織を全体に包括し、これを指導し保護する。第三に、國家はそれを満たし他の二つの要素を統一に結びつける統一的支配的理念を包含する。かくて最高の人間的組織たる國家は最高の人間的秩序たる法を實現するためにつくられた。従つて國家は血と土から生成するところの法を創造するのではなく、たゞそれを實現しそれに形を與へ、それが效力を持つ様努力する。かゝる理由から國

家組織は一方において防衛制度の全体を含み、他方官廳の全体を包含する。かく國家は最高の組織たる限り、完全に依存的性格を有し、従つて、命令、目的を外部から與へられ、實現すべき固有の使命を持たない。すなはち組織たるものは生けるものを統一に結びつけるが、それ自身において生きたるものではないところの形式である。故に民族は何らか國家の對象たるものではなく、決定的な力であり國家において形式を獲得せる本質である。民族は國家よりも高い階位に屬する。すでにこの故に、「科學は民族と國家の統一を自明の事實として評價せざるやう警戒しなければならぬ。」  
(註29)

かくして民族と國家の統一任務を遂行する運動について述べなくてはならないが、それは後節に譲り、ここでは、たゞ政治的統一の三節構造を總括しておく。黨はその鬭争の最初から民族社會主義的理念の擔ひ手であつた。そして、無内容な、單に法律命令において外部的に規定された活動に限られてゐた國家に、新しい遂行すべき道と目的を示す觀念を與へた。黨において始めて國家は、一般に、民族の組織となつたのである。一九一九年より一九三三年に至るまでこの國家は單に立法・行政の裝置に過ぎなかつたのであるが、この黨の地位は一九三三年一月一日の統一法第一條 (I des Einheitsgesetzes) において「ドイツ國家思想の擔荷者」として、法律的に明白に呈示された。黨は國家にその基本理念を媒介し、それを以て國家のあらゆる行動、表現において國家を擔ふ。しかし、黨は民族を擔はない。逆に黨が民族によつて擔はれるのである。この理由で、「國家、民族を運載する運動」なる表現は不正確である。運動は全体的でもなければ絶對的でもない。民族社會主義的世界觀のみが全体的、絶對的である。蓋しそれは總てを滲透的・無制限に支配するが故である。かゝる黨の把握は國家の過少評價と同じ程度に黨の過大評價を抑制せん

とすることを示すものである。黨及び國家自身の立場がある筈はない。存在するものはたと唯一、指導者及び、民族の立場があるのみである。(註22)

- (註1) Ernst Rudolf Huber, Die deutsche Staatswissenschaft, S. 35. Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd.95,1935.
- (註2) Huber, a. a. O., S. 29.
- (註3) Otto Kollerentz, Der Aufbau des deutschen Führerstaates, SS.17-18. (Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des Nationalsozialistischen Staates, Bd. s)
- (註4) Huber, a. a. O., S. 28.
- (註5) Vgl. Carl Schmitt, Staat, Bewegung, Volk, 1933, SS. 11- 17
- (註6) Gottfried Neesse, Partei und Staat, 1936, S. 25.
- (註7) Vgl. Neesse, a. a. O., SS. 20-25.
- (註8) Schmitt, a. a. O., S. 14.
- (註9) Vgl. R. Schapke, Die schwarze Front, 1932, SS. 37-62.
- (註10) Reinhard Höhn, Die Wandlung im staatsrechtlichen Denken, 1934, S. 35.
- (註11) Neesse, a. a. O., S. 114.
- (註12) Wilhelm Stuckart, Nationalsozialismus und Staatsrecht, S. 16. (Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des Nationalsozialistischen Staates, Bd. s.)
- (註13) Schmitt, a. a. O., S. 42.
- (註14) Eberda, SS. 32-33.
- (註15) Höhn, a. a. O., S. 36.
- (註16) Huber, a. a. O., S. 33.
- (註17) Eberda, S. 34
- (註18) Eberda, S. 35.

- (註19) Eberda, S. 36.  
 (註20) Stuckart, a. a. O., S. 19.  
 (註21) Eberda.  
 (註22) Huber, a. a. O., S. 36.  
 (註23) Eberda, S. 40.  
 (註24) Stuckart, a. a. O., S. 2.  
 (註25) Eberda, S. 10.  
 (註26) Tamarin-Tarnheyden, Verden des Staatsrecht, 1934, S. 144.  
 (註27) Neesse, a. a. O., S. 18.  
 (註28) Eberda. (註29) Eberda, S. 17. (註30) Neesse, a. a. O., S. 27.

### (三) 黨の政治的機能

多黨國家 (Vielparteienstaat) より一黨國家 (Einparteienstaat) への發展は、言ふまでもなく、議會主義的多數政黨に依存してのみ存立しえた國家より唯一の政黨にのみ依據する國家への構成上の變容を意味する。故に國家の據點として、單に政黨の數が減少したといふことに止まらず、この場合のいはゆる一國一黨の形成は對立的・分離的政黨の分解過程を通じての集中的統一黨の成立を意味するのである。自由主義國家より民族社會主義國家への發展は、すでに言及した如く權力分立國家より權力集中的民族國家への發展であつて、その過程を通じてこそ、多數より唯一黨への集中が可能となり必然となつたのである。されば新らしき黨はその本質を舊政黨と異にする。

黨の、舊政黨と異なるこの新らしき本質を表現するために、人々はドイツにおいて一般に「運動」(Bewegung)な

る言葉を用ひ、その他盟團 (Orden) 又は精銳 (Elite) なる表現も行はれた。政治的用語としての運動の語義は、組織的には嚴格な形式を有せざる、特殊の基本理念によつて統一的に規定された國民的潮流を言ふのである。民族社會主義獨乙勞働黨は、確立せる組織機構を有し且つ民族の基盤に生ぜる、非特權的な國民一部の集團たることにおいて黨たる特質を有し、同一の本質的規定と同一の精神的根本態度を有する協同體として運動であり、ドイツ民族の最良の力の緊密なる結集たることにおいて盟團であり、最後に、選ばれた少數の意味において精銳である。NEDAP. が運動であるといふのは、單に一般的の意味においてさうである許りでなく、一層深い且つ言葉の眞の意味においての運動であることは、國家と民族の關係を論じた前節においても言及せるところであるが、黨は民族の胎内に育まれつゝそれに止まることなく民族から民族共同體の組織としての國家に到る——しかも國家自體となることなき——運動であり、古い政黨の如く民族共同體の分離的要素でも、他の對等の同じ價值を持つ諸部分の一つとして物的利益を追求することを目的とする部分でもなく、ストウカルトが述べた如く「民族と國家の間の生希る連鎖であり結合者であり仲介者である」。「それは民族及び國家のための政治力の源泉・國民意思の組織された表現であり、民族と國家指導の間の生ける架橋である。それを通じて流れが民族から國家指導へ、國家指導から民族へゆく。黨はその根源及び存在基礎をドイツ國民の中にもつから、そして、その精神的放射が民族の組織・國家新建設を決定するから、それはまさに、本來的に民族と國家の、指導と民族の統一を實現し、そして、將來その不幸なる分裂を防止するものである」。(註1)

アドルフ・ヒトラーは黨の特質を構成する諸要素につき、一九三五年九月、ニュルンベルクにおける國民「自由」の黨大會閉會演舌において次のやうに述べた。

「民族社會主義的觀念の組織上の據點は黨である。黨は政治的觀念、政治的良心及び政治的意志を代表する。黨の使命は第一、あらゆる生活領域において國民を民族社會主義的世界に指導することであり第二、民族社會主義的政治觀念を永久的秩序と成す一つの確實な組織に形成し之に依つて永久の將來に亘つてその精神を確保し固定することである。この使命を實現するにつき黨の原則たるべきことは、總ての黨は國民の政治的選良として常に國民を表現すべき組織たる使命を有するのであるから、黨は國家の指導が世界觀的に確實な性質を有するために努力する義務を有する。従つて黨は有能なる者を選び出し、育成し、又これらを指導分子たらしめることに依つて國家指導を確實ならしめる基礎組織たることに、その歴史的使命を有してゐるのである。ドイツ人は世界觀的に民族社會主義者にまで教育さるべきこと、更に最良の民族社會主義者を黨員たらしむること、そして、最後に最良の黨員をして國家の指導に任せしむること、これである。黨はその組織を通じてドイツ國家の將來に對しても最高且つ一般的なる指導に任すべく、第二にその教化作用によつて國民をナチス國家構成員として教育すべきである。黨はだから、わが民族の内部的實体を檢計してその長所弱點を學びかくの如くにして得られたる見解から實踐的結論を引出すべき歴史的任務を果さねばならぬ。黨はこの認識に基いてあらゆる生活領域に關し全國民の活動につき之を決定すべき偉大なる目的を有する。黨はこの國民の内部的本質の諸條件から生まれて來る義務に相應する如くに公共生活の實際を改變せねばならぬ。黨はその際かやうな大膽な企てをする資格に關し、それに生じた疑惑によつていささかも誤謬に陥入ることなく、この任務を確信的に果さねばならぬ」。黨の「國民を教育し監督すべき使命」——「教育それは我々自らをはじめとして全ドイツ國民を益々深く民族社會主義理念に導き入れる目的を以てするものであり、監督それは如何なる處においても退歩な

く又何らの没落現象が起らないやうに常に検討し注意することである」。

又曰く、「軍隊が軍務に服するのに適當した人間を意識的に選り出すことによつて成立してゐると全く同じく、黨の使命はその組織のために政治的指導の能力ある國民要素を要求し及び之を集めることに存してゐる。かくの如き能力がその人の資本、教養、身分等と何ら關係のないことは恰も軍人たる能力がこれら及びその他種々の市民的資格に依存しないのと同様である。決定的なるものは全く内的性能であり適性である」。

かくして要約的に「黨の使命は一、民族社會主義理論の堅固にして、自己保持的細胞をつくりだすためのその内部構成。二、この理念の觀念の意味での全民族の教育。三、教育された者を國家の指導のために、そして國家の扈從者として國家に引き渡すこと」であると言はれる。ここにおいて、黨の本質を規定する三つの要素が指摘される。すなはち(一)世界觀部隊としての黨(二)黨の民族形成的機能(三)黨の國家形成的機能がこれである。この三つの規定は同時に NSDAP の歴史的成長過程におけるそれぞれの段階をも概して呈示するものである。

(1) 世界觀部隊としての黨

黨を古い政黨から區別する特質は一定の世界觀に基き、この政治的基礎理念の正當性を絶対に確信して、これを擁護し、この共通の通念に奉仕する人々の結集としての共同体たるところにある。かく、黨が世界觀黨であることは近代政黨の成立の初期においてもその特質とされるところであつたけれども、この場合世界觀は單に出来るだけ多數の人間を獲得するためのイデオロギーでしかなかつた。近代政黨はそれが封建貴族を打倒し終るや、早くもその利益黨の本質を曝露して終つたのである。舊政黨は、本來決議において多數者を獲得すべく多數の所屬者をその組織に統一

することを目的とするが故に、そもそも黨に對する黨員の結合はルーズであつて、これらの黨への所屬には何ら政治的考査を必要としなかつたに拘らず、しかも、單に民族の一小部分をその中に政治的に組織しえたにすぎなかつた。選舉及び投票權者の約十分の一のみが政黨の登録された黨員であつた。これらの黨の所屬者の大部分は信賴しうる確定的分子ではなく、浮動的な政治的分子であつた。民族社會主義的理論の「組織上の據點」たる黨がこの世界觀を放棄するか又はこれを無視する時は最早や黨はその存在理由を失はなくてはならず、従つて一黨國家は崩壊するのである。黨はすでに述べた如く共通利益を追求する個人の集結ではなく共通の理念に奉仕する共同体であるが故に、一時的目的に結びつくのではなく、永遠の價値に結合する。ここに黨が紀律と犠牲をその原則とする所以がある。又黨は單なる政治權力の獲得、國家装置の表面的な統制を欲せず、民族の全面的指導を欲するのである。黨が世界觀部隊（*Weltanschauungsgruppe*）であると言はれる時、舊政黨からの分離は決定的である。元來、*NSDAP* は「戦線兵士」の共同体験から生まれたのであつた。部隊といふ兵士的共同体の持つあらゆる要素がすなはち黨を支配してゐなければならぬのである。従つて黨員は政治的兵士の型を備へてゐなければならなかつた。ドイツ勞動黨は「太鼓を敲く人」としてのアドルフ・ヒトラーが、宣傳によつて「人を獲得」し、獲得せる人を「繼續的に結合」して「行動の武器」たらしめた組織的集團である。組織としての黨は従つて宣傳によつて獲得された賛成者大衆の中から共に戦ひ共に働く能力のある「行動者」を拾ひ出し集結せしめ、運動の使命のために各自の性能に應じて計画的にその分担を決める。共通の理念に奉仕する共同の作業と共同の闘争とに依つて、「共同体意識」が形成される。この意識は黨の集會において各自共同の體驗を有するとの印象が與へられることに依つて、容易に形成されうるが、それと同時に集會終了後は



又容易に消滅し易いが故に、常に新たにこの意識を強化して不滅の精神財産に化しておくことが必要である。しかし組織をして眞に永續性ありしかも絶對に行動力あるものたらしめるためには、單に「共同体意識」だけで不十分であつて、その上に完全なる「指導者思想」が實現されておらねばならぬ。言ふまでもなく指導者原理は信頼に基く權威を内容とし従屬者の忠誠と規律によつて實現せらるゝ。この指導者原理こそ黨組織の本質的特徴にして、この意味で黨は指導者アドルフ・ヒトラーなくしては存立しえないのである。

かくして黨はその結合の性質上から見て、利益社會に對立する共同社會である。しかしそれは、同時に組織を有する社會であることによつて、人間によつて意識的に形成されたものであり、従つて再び人間によつて崩壊せしめられるのである。たゞ純然たる組織的社會組に比べて、民族社會的理念、民族の内的基本觀、紀律と犠牲の中から成長せる社會たることにおいて、いはゞ有機體であると同時に組織、本質であると同時に秩序だと言へよう。他方この意味では民族は本質であり有機體であり、國家は一つの組織なのである。かゝる黨の性格は黨をして、精神的・世界觀的な力の中心たらしめると同時にそれはまた、「指導者の手中の事實上の權力手段であらねばならぬし、且ついつまでもそうあらしねばならぬ」(註<sup>2</sup>)。黨は世界觀をドグマテイッシュに聖化することなく、絶えずそれを發展せしめ、深め、世界觀的基礎に基いて具体的な方向を示さねばならぬ。而して黨によつて具体化された世界觀の無條件の全体性要求こそ民族の精神的姿態を規定するのである。黨がこの世界觀的統一の任務と共に更に更に權力手段たる性質を具有することが看過されてはならぬ。實に黨は文字通りの部隊として、國家に對する力の予備 (Kraftsreserve) なのである。そしてもし國家がみづからの任務を十分に遂行しえない場合、黨はこれに代つて本來國家裝置的領域に屬する任務を實行することさへありうるのである。(註<sup>3</sup>)

黨の特別な政治的・民族的使命と任務は民族的、政治的及び世界觀的統一の確保である。この任務は何人も黨に代つてなしえないのである。「優秀な官僚團も國防軍の兵士學校も果すことはできない。官僚と軍隊はビスマルクの國家とウイルヘルムの帝國に著るしい程度で完成して存在してゐた。しかし、兩者は内部の政治的及び世界觀的崩壊を、それ故にまた、ドイツ國の外部的衰微を阻止することが出来なかつた。なぜなら、あらゆる生活領域に於ける世界觀的統一及びこの統一の執行者が欠けてゐたから」とストウカルトは述べてゐる。(註4)

## (2) 黨の民族形成的機能

黨の民族形成的機能は二種に分かれる。(一)は全國民を世界觀的に民族社會主義者に教育するところの民族的教育機能(二)は最良の民族社會主義者を黨員たらしめ且つ最良の黨員を國家の指導者たらしむるところの選擇(Auslese)機能これである。第一の機能は民族それ自体の形成すなはち「大衆」から「民族」を創出する、いはゆる、強力な民族國家の創造のための第一の不可欠な前提であるところの「大衆の民族化」(Nationalisierung der Massen)である。第二の機能は指導者の形成である。黨の民族形成機能の内容は民族を政治的統一と歴史的使命の意識にまで高め、それを意志能力・行爲力ある肉体となし、民族から國家を建設することである。また黨は民族が政治的に編成されうる前提をつくり、その中に指導への信頼を醒び覺まし、而して、最後に民族が國家において自己を確認し、國家をそれ自身の生活形態と感且つ指導の中にそれ自身の意志の執行者を知ることなどをなしとげるのである。この機能は要するにケイロイターがしばしば述べた如く、「ドイツ民族を扈從者團體(Gefolgschaft)として、従つて政治的實體として形成することである」。ここに政治的實體とは勿論自由主義的民主主義における意味での政治的實體で

はない。が逆に單なる支配の客体でもあり得ない。政治的實体は扈從者團體として指導者層と共に指導の形成に協力するからである。かやうに民族を政治的實体として認識する立場をケルロイターは「民族的民主主義」と稱した。かかる見解の民主的特性は特別な意味を含む。それは道德的・精神的・政治的及び社會の統一的全體たる民族共同体があらゆる共同体を包含し特定の組織をつくり出す基体だといふことである。指導者と扈從者との關係は共同体の内部において成立する。扈從者は共同体のために自發的な奉仕で指導者に従ひ、指導者は協同体の利害と要求及びそれが奉仕する理念によつて扈從者を從屬させる。指導者も扈從者も協同体成員にして協同体の法則に従ふ。かくして民族協同体的全體が指導者を含めて常にあらゆる成員の意思・行動の基盤となつてゐる。共同体的結合が前提されて初めて支配者が指導者となりうるのである。何故ならば、最早や外部的強制によつて人間を統一する必要がないからである。だから指導者は民族共同体の外部にあるのでなくむしろ共同体の最も純粹な且つ最も強大な人間的具體化であり、全成員の受託者・管理者・代表者である。「かやうなより深い意味で、民族社會主義的指導者國家は、世界の何れの民主主義的憲法におけるよりも遙かに強い程度に國民主權に依存してゐる」とストウカルトは述べてゐる。民族共同体が指導者と扈從者を包含せる全體的社會であるにも拘らず民族共同体を扈從者團體としてのみ規定するケルロイターは正しくない。

民族形成の手段は民族社會主義的理念による教育と監督——いかなる處においても退歩なく、又何らの没落現象が起らないよう常に検討し注意すること——である。かくして、民族形成がドイツ民族的指導者國家の基本的前提を創出する作用である限り、この問題がドイツ政治の中心的・根本的任務を形成することは言ふまでもないであらう。

第二の、選擇による指導者層の形成の機能は第一の民族の協同体形成と有機的關聯において作用しなければならぬ。といふ意味は自然淘汰の意味において能力あり民族共同体の最も積極的に政治的な部分が選良として意識的に選ばれ指導者層を形成するのである。このことは反面においてアドルフ・ヒトラーが言つた如く、「その人の資本・教養・身分等と何等の關係無いことは恰も軍人たる能力が之れ等及びその他種々市民的資格に依存しないと同様黨は「その組織のために政治指導能力ある國民要素を要求し及び之を集め」これによつて、黨並びに國家の指導者層の非特權の性格を呈示するものである。

黨の民族形成の任務遂行に當つて止目されたのは現代國家の本質が大衆國家であるといふ事實である。

大衆國家とは民族のあらゆる部分が現代國家の下において交通手段の發達、就中、ラヂオによつて政治的生活から除外されえないことを意味するのみならず、總ての民族の生活力の公權力への集中に依つて社會層的區分が單純化し、政治が特定社會層をのみ對象とし又は中間的政治勢力、政治機關を媒介としては存立しえざるに至り、ここに國家は、直接に龐大なる大衆との結合を日程に上す必要に迫られてゐることを意味する。黨の民族形成といふ中心任務はこの大衆を國家に結合することであつた。そしてこの任務こそ黨を措いて他に遂行しえざる性質のものである。この問題に言及してケルロイターは次の如く述べてゐる。「民族的大衆國家のこの本質を明瞭に認識し、且つ、そこから政治的結論を引き出したことは、全然現代的な國家としての民族社會主義國家の特性を示す一の徴表である。民族的大衆國家は、現實的に民族的に形成しつゝ活動しうるために、不斷の深刻な、そして、正しく行はるる政治的宣傳を必要とする。この故に、宣傳省の設立は政治的なものの本質に關する新しい見解の組織的表現たるに外ならぬ。何となれば、

この省の任務の固有の意義は、民族における民族社會主義の理念の絶えざる宣傳によつて民族的協同体を創出することにあるからである。敵對的宣傳や虚偽的宣傳の防壁は、ここでも、この主目的を達成しうるための一手段であるにすぎないのである」。(註6)

民族理念たる民族社會主義的理念の擔ひ手でありかかるものとして民族共同体の政治的に積極的な諸力のそれ自体緊密に結合せる協同体としての黨・民族自身の精銳が、特別なる程度に民族と結びついてゐなければならぬことは自明のことに屬する。しかし民族共同体は完成されてあるものではなくして、形成されつつあり且つ形成の度合が問題であるが故に、「黨の民族結合性の度合が、その政治的活動力の程度にとつて、また、指導者によつて定置せられたそのの任務を實行する可能性にとつて、決定的である。故に黨は全く特別なる程度において民族との密接な接觸を保たねばならぬ。それは民族のため、且つ民族とともに生活し、また、そのの根抵をつねに民族の中に求めねばならぬ」。(註7)。

### (3) 黨の國家形成的機能

黨の國家に對する任務は、國家權力を維持し確保し強化するにある。この任務を實現するために黨は國家そのものに民族社會主義理念を滲透せしめ、それを民族社會主義國家として形成しなければならぬ。ここで、民族理念の擔ひ手としての黨が國家に對して、「優位性」をもつことは明らかである。しかし黨のこの「優位性」は組織上の「優位性」にあらずして理念上の「優位性」である。換言すれば黨は國家における民族社會主義的政策を保證するのである。従つて、サヴィエート・ロシア聯邦において、共產黨が國家を完全に掌握し、共產黨書記長がブルジョアジー抑壓のた

めの機關に過ぎぬところの國家機關を統制する「黨獨裁」とは異なる。更に、最も重要な國家機關として國家に奉仕するところのイタリア・ファシスト黨の政治的地位とも同一ではない。このやうなドイツの黨と國家との關係を「吾々が國家に命令する」といふ表現を用ひたアドルフ・ヒトラーの言葉は正確ではない。けれどもこの場合かれは國家全能的觀念の危險に對する警告として誇張した表現を用ひたに過ぎないと解すべきである。ドイツにおける黨と國家との微妙な「運動的」關係は政治的現實・政治的イデオロギーの戦線において「偏向」を生ずる危險が多分にあつたが、組織上においては黨と國家の關係は協同關係以外の何ものでもない。この關係は法規的にも明らかにされてゐる。一九三三年二月一日の「黨及國家統一保障法」(Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat) 第一條第一項は「民族社會主義革命ノ勝利ノ結果民族社會主義獨逸勞動黨ハ獨逸國家思想ノ擔荷者トシテ且ツ國家ト最緊密ニ結合スルモノトス」とあつて、NSDAP の理念上の優位性を法的に承認し「且」黨と國家との組織上の最緊密なる結合關係を明示した。而して第二項は「民族社會主義獨逸勞動黨ハ公法人トス」と規定して、黨を公法上の社團として國家へ編入した。あらゆる公法上の社團の本質は、それが民族と國家との間の生活上重要な有機的結合を表現する、といふことの中にその特徴を示す。從て公法上の社團は、民族生活の要求に適應し、且つ、民族生活から發生するときにのみ意義と價值をもつのである。凡ゆる公法人は國家機構それ自身が直接的にこれが統禦に干渉することなしに、政治的・公的生活の領域を保護する。民族的國家における自治の問題もまたこの見地に根ざしてゐる。故にフリック(Frick)が言つた如く「黨が國家の中に編入せられたる後においては、單に官廳組織たるより以上のものである。むしろ國家には全運動もまた屬するのである」。(註。)

フリックはこの場合、國家概念を擴大して「黨と國家裝置の總括」と

して規定した。舊來の國家を「官廳裝置」として理解し黨をも編入してその全体を國家と規定することは國家概念の二義性を克服する一つの手段として妥當であるのみならず、客觀的にも黨といはゆる官廳裝置との緊密なる結合關係から見てこの兩者を含めて國家なる一義的概念に包括されるべきである。蓋し黨の存在は國家そのものゝ強化であり、黨と國家との結合性の強度なる点にこそ一黨國家の本質があるのであり、屢言した如くこの現象は國家權力の集中擴大の過程における所産であるから。しかし黨は民族共同体形成といふ独自の内政上の中心的任務を持つが故に、「官廳裝置の法律と並んで獨立的な黨法 (Parteirecht) 原始的な法規制定權 (Rechtsetzungswalt) に基く、國家的裁判權に對して獨立的な黨裁判權 (Parteigerichtsbarkeit) をもつのである。

黨と國家との結合の具体的内容に關しては、先づ結合は指導者の一身において行はれる。アドルフ・ヒトラーは運動の指導者として同時にドイツ國總統であることによつて黨と國家の民族的統一を實現する。さらに、一九三三年十二月一日の法律第二條はレーム暴動の後に定めた一九三四年七月三日の修正法において、「黨の所管と公官廳との密接なる協力を保障するために、指導者代理を國政府の成員」に任命することを規定した。國大臣として指導者代理は無任所大臣である。これによつて指導者代理は凡ゆる法政策的任務に關してつねに現状の報告を受け、民族社會主義國家の立法が黨の精神の下に形成されることに關して黨の主要任務を果すのである。この故に、一九三四年七月二七日の指導者の重要なる指令は次のやうに明示してゐる。「指導者は國宰相としてのその資格において、黨と國家とのより一層の統一化のために、指導者代理・國大臣ルドルフ・ヘス、もしくは、かれによつて指定せられた委員に、國の凡ゆる部門における法案の改訂事業に參與するの權利を興へることによつて、黨をして從來よりも一層密接に立法事業に關係せしむ

べきことを命じたのである」と。また政府における二人の無任所大臣は古い闘士であつた。かくの如く黨・國家二組織の一致を保障する制度は二つあつて一つは人的聯合(Personalunion)であり他は古き闘士制度(Das Alte-Kämpfer-System)である。人的聯合制は未だ制度的性格を擔ふには至つてゐないが、原則は形成されてゐる。すなはちドイツ地方自治体條例に見られる如く。それによれば、自治体の上級の地位においては黨・國家の地位を同一人において聯合すべきであるが、下級の地位にあつては、黨事項と國家事項の混同を阻止するために人的聯合は禁ぜられてゐる。蓋し、下級行政機關にあつては、固有の意味の指導者は問題でなく、黨或は國家指導によつて與へられた指令の實行が問題であるから。「古き闘士制」も亦制度化されてはゐない。この方法は組織上黨と國家の一致に役立てしめることよりも、むしろ世界觀上における意義を持つ点にその特殊性がある。

かかるものとしての黨と國家との統一面に對して、兩者の特有な分野・領域・任務の混同は許されぬ。しかしいはゞ協業と分業の關係に立つ黨・國家の統一面と黨・國家の分化的自主的範圍との調整は特に人的聯合が禁止されてゐる下級機關においては現實の問題において、二元主義の危險を含む。本來、指導者が一九三五年の黨大會の閉會演舌で述べた如く、「國家の任務は、國家組織の歴史的に生成發展した行政を、法律の範圍内で且つ法律によつて繼續することである」。國家の黨運営への何ら直接的干渉が存しえないやうに、反對にまた原理的に黨職員による普通行政への何ら直接的な干渉も行はるべきでない。行政特に下級國家行政及び自治体行政において組織的なものゝ中に、黨の地位に適當した影響と行政に無關係な影響から自由に保たるべき行政過程の間の綜合を見出すことが必要である。行政内部における指導権力の二元主義の危險は測るべからざる結果をもたらさねばならぬだろう。



- (註1) Stuckart, a. a. O., S. 36
- (註2) Ebenda S. 17
- (註3) Neesse, a. a. O., S. 47
- (註4) Stuckart, a. a. O., S. 17
- (註5) Huber, a. a. O. S. 38
- (註6) Stuckart, a. a. O. S. 29
- (註7) Koellreuter, S. 29

(昭和十九年九月二十五日稿)